

第52回堺まつり企画運営業務提案書作成要領

1 業務名称

第52回堺まつり企画運営業務

※この公募は、令和7年度予算の成立等を前提に募集の手続きを行うものです。

2 業務概要

(1) 目的

「堺まつり」は、都市魅力の発信による観光誘客促進と地域の活性化を図るとともに、先人が築いてきた歴史や文化を継承・振興し、市民の郷土意識を醸成することを目的に開催する。また、堺まつりと同日開催している各種イベントなどと連携し、にぎわいの創出を図るとともに、堺の歴史・文化を市内外へ広く発信し、観光誘客につながる企画演出等の一部を委託するものである。

(2) 業務内容

別紙の「仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日 から 令和7年12月19日まで

4 契約担当者

〒590-0950

堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

公益社団法人 堺観光コンベンション協会

事業推進グループ 担当：窪・森村・朝田・露久志・武井

電話番号 072-233-5258

FAX 072-233-8448

E-mail stcb@sakai-tcb.or.jp

5 プロポーザル参加資格要件

以下の要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）。
- (2) 堺市に業者登録をしている者であって、引き続いて1年以上その営業を行っている者。
- (3) 公益社団法人堺観光コンベンション協会契約規定（以下「契約規定」という。）別表1に表記している書類を提出し、かつ引き続いて1年以上その営業を行って

いる者。

- (4) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止または入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (5) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者ではないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員または暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは当該通報等を受けた場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (7) 本業務に参加資格確認申請を行っている者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）（以下「参加資格確認申請者」という。）が、他の参加資格確認申請者を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。）

- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6 日程

- (1) 公募開始日

令和7年2月26日（水）

- (2) 参加資格確認申請書等提出締切日

- 令和7年3月11日（火）
- （３） 質疑締切日
令和7年3月11日（火） 正午
- （４） 質疑回答日
令和7年3月14日（金）
- （５） プロポーザル参加資格確認結果通知日
令和7年3月14日（金）
- （６） 辞退届提出締切日
令和7年3月25日（火）
- （７） 企画提案書等提出締切日
令和7年4月1日（火）
- （８） プレゼンテーション審査
令和7年4月8日（火） 予定
- （９） 審査結果（採否）通知日（優先交渉権者決定）
令和7年4月中旬予定
- （１０） 契約締結
令和7年4月下旬予定

※１ 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書は公募開始日から提出可能とする。

※２ 本業務についての説明会は実施しない。

7 応募書類の配布

前記６（１）の公募開始日から（２）のプロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日まで、本協会ホームページからダウンロードする。直接配布または郵送による配布は行わない。

（公社）堺観光コンベンション協会ホームページ：<http://www.sakai-tcb.or.jp>

8 提出書類

（１）プロポーザル参加資格確認申請書等の提出書類

（提出期限 令和7年3月11日（火））

①プロポーザル参加資格確認申請書（様式１）

②会社概要

③契約規程別表１に記載の書類

※提出書類③については、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成１６年制定）または堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成２０年制定）にもとづく入札参加資格を有するものである場合は、提出不要とする。

※提出書類③実績表については、履行実績を証明できるもの（契約書・仕様書

の写し、または契約の相手方、金額及び内容がわかる書類）を添付すること。

(2) 企画提案書等の提出書類

(提出期限 令和7年4月1日(火)まで)

① 企画提案書

- i) A4版 横書き 長編綴じ
- ii) 企画提案書の内容は15枚以内とする。
- iii) 「9 企画提案書記載事項」の各項目に対応した構成とすること。
- iv) 提出部数20部(正1部 副19部)
 - ・正1部は、企画提案書提出届(様式2)を表紙につけ、事業者の所在地(住所)、名称又は商号、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
 - ・副19部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。
 - ・提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
 - ・本事業において企画提案をすることができるのは1案のみである。
 - ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(本協会が補正等を求める場合を除く。)

② 見積書

- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。なお、見積もりにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向を十分勘案して行うこと。
- ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
※配置人数及び会場ごとの経費を算出し記載すること。
- ・見積書の提案上限金額は45,000,000円(税込)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・提出部数は20部とする。(正1部、副19部)
- ・正1部の表紙には、宛先は「公益社団法人 堺観光コンベンション協会 会長」、業務名は「第52回堺まつり企画運営業務」とし、事業者の所在地(住所)、名称又は商号、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・副19部は、表紙については、宛先は「公益社団法人堺観光コンベンション協会 会長」、業務名は「第52回堺まつり企画運営業務」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別で

きる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

(3) 提出先

前記「4 契約担当者」まで

(4) 提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書等、企画提案書等の提出方法は、直接持参または郵送（FAXは不可）とする。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記「4 契約担当者」まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。

なお、参加資格確認申請書を提出した事業者に対し、参加の可否については、前記6（5）プロポーザル参加資格確認結果通知日に電話または文書で通知する。

9 企画提案書記載事項

別紙の「仕様書」に基づき、次の項目について企画提案書を作成すること。

- (1) 堺まつりに関する考え方（堺まつりの理解度）
- (2) 歩行者天国の企画・演出
- (3) 各ゾーンの実施内容
- (4) 堺まつりへの誘客を促進するための手法等
- (5) 堺の魅力をより体感できる企画・演出及び取り組み
- (6) 市民参画による取り組み
- (7) 企画運営業務にかかる運営体制の確保
- (8) 過去5年間における堺まつり類似業務（イベント）等の実績

10 企画提案書作成に関する質問受付

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当者まで「質問票」（様式3）で、電子メールもしくはFAXにて問い合わせること。送付後は、速やかに契約担当者まで連絡し、必ず到達確認をすること。電話等による問い合わせには応じない。

なお、質問受付の締切りは、前記6（3）の質疑締切日までとし、それ以後は一切受け付けない。

提出された質問の回答は、1つにまとめて、前記6（4）質疑回答日に電子メールにてプロポーザル参加業者全てに連絡する。

1 1 企画提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、企画提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式4）に事業者の所在地（住所）、名称又は商号、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本協会から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

（1）辞退届提出期限

前記6（6）の辞退届提出締切日まで

（2）提出先

前記「4 契約担当者」まで

（3）提出方法

プロポーザル参加辞退届の提出方法は、直接持参または郵送（FAXは不可）とする。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記「4 契約担当者」まで電話連絡し、到達確認をすること。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

（1）提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

（2）暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（様式5）を提出しない場合

（3）見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合

（4）提出期限までに書類が提出されない場合

（5）提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

（6）提出書類に虚偽の記載があった場合

（7）著しく信義に反する行為があった場合

（8）契約を履行することが困難と認められる場合

- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1.3 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

(2) 審査方法（書類審査、プレゼンテーション審査）

- ・提出書類は『堺まつり企画検討委員』で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・プレゼンテーション審査は上記6（8）の日程で実施する。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、前記6（9）の審査結果（採否）通知日（予定）に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者（総順位点が最も高かった者）を優先交渉権者として決定する。

但し、全委員の得点の平均点が50点未満の場合は優先交渉権者として選定しない。

1.4 契約の締結

(1) 契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は前記6（10）の契約締結日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本協会が判断した場合及び契約不成立により本協会に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10／100以上とする（ただし、利子は付さない）。

ただし、契約規程第18条の2に該当する場合は、免除する場合がある。

15 その他

- （1）提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本協会で定めた保存年限満了後、本協会の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は公益社団法人堺観光コンベンション協会情報公開規程により情報公開の対象となる場合がある。
- （2）提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- （3）企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにも関わらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本協会は一切賠償しない。
- （4）企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。
- （5）仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は本業務プロポーザルの積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、プロポーザル終了後に破棄または責任を持って管理すること。
- （6）不測の事態により、内容を大幅に見直すこととなった場合、協議の上、変更契約する場合がある。

【参 考】※当協会契約規程抜粋

（請負又は買入れの入札参加資格）

第3条 次に掲げる者が、請負又は買入れの入札に参加することができる。

（１）堺市に業者登録をしている者であって、引き続いて１年以上その営業を行っている者。

（２）公募型プロポーザル方式については、前項の規定に限らず、別表１に表記している書類を提出し、かつ本協会に入札参加資格を有すると判断した者であって引き続いて１年以上その営業を行っている者。

（契約保証金の納付等）

第 18 条 契約の相手方（以下単に「相手方」という。）に納付させる契約保証金の額は、契約 金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、会長において必要があると認めるときは、別に契 約保証金の額を定めることができる。

2 会長は、必要と認めるときは、前項に定める契約保証金の納付に代えて、次条第 6 号の工 事履行保証契約（かし担保特約を付したものに限る。）の締結を求めることができる。

3 契約保証金には、利子を付さない。

4 契約保証金の納付は、国債又は地方債の証券その他会長において確実と認める担保の提供 をもって代えることができる。

5 前項の証券の評価額は、額面金額（証券に表示せられた売出価格が額面金額以下であると ときは、その売出価格）の 10 分の 8 とする。

（契約保証金の免除）

第18 条の2 前条第1 項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当するとき は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、工事請負契約 及び工事関連委託契約（以下「工事請負契約等」という。）については、第 2 号を除く。

（１）相手方が保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、そ の証書を提出したとき。

（２）相手方が、過去２年間に本協会及び国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体 と種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、 かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

（３）法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提出されたとき。

（４）物件を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

（５）契約金額が別表２左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ同表右欄に定める金 額以下であり、かつ、相手方が契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

（６）本協会が相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

- (7) 金融期間又は保証事業会社の保証が得られたとき。
- (8) 不動産の買入れ又は借入れに関する契約を締結するとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会長において契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

別表 1

必要書類一覧	注意事項
登記簿謄本（複写可）	法務局が発行するもの（直近3ヶ月以内）
国税納税証明書（複写可）	法人（直近3ヵ月以内） 法人税・消費税及び地方消費税 個人（直近3ヵ月以内） 所得税・消費税及び地方消費税
市税納税証明書（複写可）	（直近3ヵ月以内）
財務諸表（複写可）	直近1年間の事業年度分にかかる賃借対照表及び損益計算書
実績表	過去2年の本協会及び国（公財及び公団を含む。）又は地方公共団体との業務履行実績

※実績表については、参加資格要件をコロナの状況等を鑑み、過去5年の実績とする。ただし、14（3）契約保証人を免除する要件については、過去2年間の実績とする。

別表 2

（1）工事又は製造の請負	予定価格 2,500,000 円
（2）財産の買入れ	予定価格 1,600,000 円
（3）物件の借入れ	予定価格 800,000 円
（4）前各号に掲げるもの以外のもの	予定価格 2,000,000 円